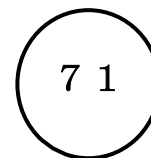


令和元年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立 三池工業高等 学校
課程又は 教育部門	定時制課程



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめに関する関係諸法令の中で、「いじめ防止対策推進法」の骨子は以下のようになっている。

いじめ防止対策推進法 (H25. 6. 28 公布)

第一章

【第二条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【第三条】

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<文部科学省の定義>

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」であり、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかは、被害生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

「いじめ」は、全ての児童生徒に関係する問題であり、その防止等の対策は学校における最重要課題の一つとして議論されている。豊かな人間性を育む教育活動を推進するためにも、学校長のリーダーシップのもと、全職員が「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、学校全体で組織的に対応するとともに、定義はあくまでも法の対象としての指標であることを理解し、それに照らして指導するのではなく、常に児童生徒の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが必要不可欠である。

「いじめ防止対策推進法」の公布に伴い、本校では、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応を徹底するため、「福岡県いじめ問題総合対策（福岡県教育委員会）」「いじめの早期発見・早期対応の手引き（福岡県教育委員会）」「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）」等に基づき、その基本的理念や具体的な対応の在り方等を示す指針として「いじめ防止基本方針」をここに策定する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは全ての生徒に関する問題であり、いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることが重要である。本校の教育指導重点目標の方針に従って、その対策に積極的に取り組む。

定時制課程における、重点目標「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、生命、人格、人権の尊重、人間愛等の精神を涵養し、いじめの撲滅を図る」という崇高な理念に則り、全教職員でこの理念を具現化できるように全力を尽くす。

「いじめ防止基本方針」は、より実効性の高い取り組みを実施するため、本校定時制課程の実情に即してきちんと機能しているかをいじめ防止等の対策のための組織を中心に点検し、保護者や地域の方にも参画いただき、生徒のいじめ防止に関する意見も取り入れて、必要に応じて見直すこととする。

重点目標および具体的目標（一部抜粋）

- 豊かな心と高い志をもち何事にも真剣に取り組む、社会の変化に主体的に対応できる自尊感情豊かな生徒を育成する
- 道徳教育を推進し、教育活動のあらゆる場面で、責任感、協調性や礼儀正しさを身に付けさせ、人間としての在り方生き方の指導を重視する。
- 「いじめ防止対策推進法」及び「福岡県いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題の未然防止、早期対応を徹底する。

「福岡県いじめ問題総合対策」、「いじめの早期発見・早期対応の手引き」等を参照し、次の項目を掲げ、その対策に積極的に取り組む。

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
- (2) いじめの早期発見の取り組みの充実
- (3) いじめへの早期対応と継続的指導の充実
- (4) 地域・家庭との積極的連携
- (5) 関係機関との密接な連携
- (6) 校内教職員研修の充実（2回以上実施する）
- (7) 学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの学校でも起こる可能性があり、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

いじめが起こってからの対策ではなく、いじめをしないさせない積極的な事前の教育活動を通しての、生徒へのさまざまな働きかけである。そして、未然防止は学校づくり・生徒理解から始まり、その基本として

- (1) 働きながら学ぶ生徒が、志をもって意欲的に学び、熱心に仕事に取り組み、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - (2) 学校行事を充実させ、地域に開かれた学校づくりを推進することにより、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係や学校の教育環境をつくる。
 - (3) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
 - (4) 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。
 - (5) 定時制は給食時間があるので、この時間を利用して、生徒と教師、生徒間の豊かなコミュニケーションの場とし、心を開くような会話の場にすることによって、いじめの早期発見・未然防止等につなげる。
- などの項目が挙げられる。

これらの内容についての注意・喚起を次に示す。

【いじめについての共通理解】

いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて全教職員で周知徹底し、日常的な教育活動の中で「いじめは人間として絶対に許されない」ことを理解させる。
具体的方策：生徒理解のための研修会及び毎週の生徒情報交換会の実施。

【いじめに向かわない態度・能力の養成】

自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養い、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな感性を育成するために、道徳教育や人権教育などの教育活動を教科指導等の全体を通じて広げて行く。
具体的方策：専門医や家庭支援相談員などの専門家を講師とした研修の実施。

【自己肯定感や自己効用感の育成】

ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が「認められている」「他者の役に立っている」と感じ取ることのできる機会や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を、学校の教育活動全体を通じて積極的に設ける。そのことを通して、心理的負担を軽減し、自己を束縛しているストレスから解放され、人間性の充実を味わう。
※自己肯定感…他者との関わり合いを通して、自分を「大切な存在」「かけがえのない存在」と認識する心の状態。

自己効用感…相手からの好意的な反応や評価があることを実感し、自己の有用性を感じる力。
具体的方策：教育相談向上研修、生徒の個性を尊重しながら、さまざまな指導法を身につけて、いじめに対する早期発見、対応ができる能力を高める取組の検討会の実施。

【授業改善】

全教職員が、学習支援者であるという自覚をもち、「わかる授業づくり」を実践・推進することで、生徒が参加・活躍でき、一人一人の個性が尊重されるような授業を成立させる。また、学習遅滞で困っている生徒を放置しない工夫が必要である。
具体的方策：特別支援教育の観点から具体的な指導方法を検討するための研修会の実施、校内

の教育環境の整備。

【生徒の自主的な学習とその取り組み】

生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。そのためには、主体となって活動ができる生徒集団の育成が急務である。また、生徒会活動の充実を目指し、いじめを見過ごさない生徒たちの自主活動を支えることのできる教職員の力量も必要である。

具体的方策：チェックリストの作成、活用。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめの早期発見はいじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

したがって、早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。その中で教職員が生徒たちの小さな変化（危険信号）を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。同時に、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して対応しなければならない。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ア 毎月のアンケート調査
- イ 各学期における面談の実施
- ウ 保護者への協力要請
- エ いじめに関する学校教職員全体での情報の共有
- オ 定期的な取り組み体制の点検・評価
- カ 取り組み体制の周知
- キ 実態把握の体制の周知
- ク 保健室や相談室利用の周知
- ケ ネットパトロールの実施
- コ 相談ポストの設置と活用

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

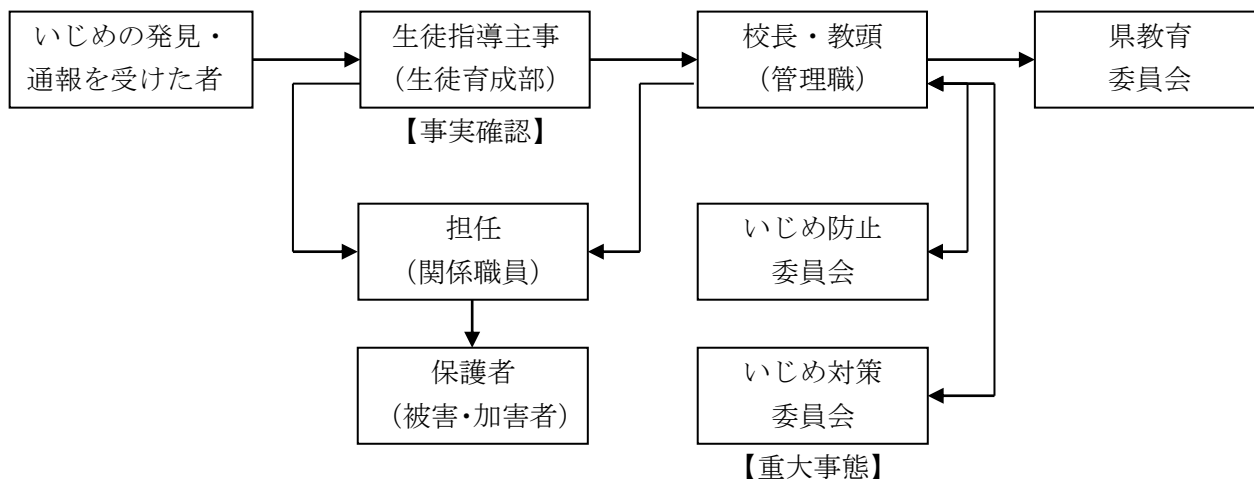
（1）基本的考え方

- ア いじめが疑われるような行為を確認した場合、いじめとして対応すべき事案かどうか（いじめの認知）の判断は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。
- イ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- ウ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- エ これらの対応は、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携して取り組む。関係機関・専門機関との連携にあたっては、法務局やその他の相談窓口など学校以外の相談窓口についても、集会や学校新聞などを利用して生徒・保護者に周知できるように努める。
- オ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることを十分に配慮し、適切に対応する。
- カ インターネットや携帯電話を利用したいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの特性を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼす行為であるということを理解し、その対応に取り組む。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 発見した場合は、行われている行為を速やかに止める。
- イ 通報や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめの対策のための「組織」に報告を行い、全職員で情報の共有を図り組織的に対応をする。
- ウ いじめと疑われる事案について学校が把握した時点で、県教育委員会へ電話で報告を行う。
- エ 下記の要綱に沿って事実確認を行う。
 - ◆ 加害者と被害者の確認…誰が誰をいじめているのか？
 - ◆ 時間と場所の確認…いつ、どこで起こったのか？
 - ◆ 内容…どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？
 - ◆ 背景と要因…いじめのきっかけは何か？
 - ◆ 期間…いつ頃から、どのくらい続いているのか？
- オ 事実確認の結果は、関係教職員（担任など）が被害・加害生徒の保護者に連絡する。また、全職員で情報の共有を図り組織的に対応をする。
- カ 下記のような場合は、所轄警察署に相談する。
 - ◆ 指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認識した場合
 - ◆ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると判断した場合



(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめられた生徒の自尊感情を高めるように留意して事実関係の聴取を行う。
- イ 発見したその日のうちに、家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ウ 当該生徒の不安をできる限り除去するとともに、見守りを行うなど、安全を確保する。
- エ いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- オ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう配慮し、落ち着いた教育を受けられる環境の確保を図る。
- カ 状況に応じて、各分野における外部専門家の協力を得る。
- キ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ア 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒から事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- イ 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ウ いじめた生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- エ 指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーなどの外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- オ 毅然とした態度で対応し、教育上必要があるときは、規定に基づき、適切に懲戒を加えることも考える。
- カ 生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応していく。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた生徒にも、自分の問題として捉えさせる。
- イ いじめに同調していた生徒には、それがいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級、学年もしくは学校全体の問題として捉えさせ、「傍観者」から「仲裁者」への転換を促す。

- エ 「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解させ、毅然とした態度でいじめを根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- オ 全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については直ちに削除する措置をとる。
- イ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。
- ウ 生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについて周知する。
- エ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- オ パスワード付サイトや SNS、メールなどを利用したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進め、メディアリテラシーの涵養を図るとともに、保護者にもこれらの理解を求める。

(7) いじめの解消

- ア いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)経過するまで、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視する。
- イ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策等組織の判断により、より長期の期間を設置する。
- ウ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害生徒本人及びその保護者に対して面談等を行い確認する。
- エ いじめの解消は、学校いじめ防止対策等組織での会議により校長が判断する。
- オ 学校いじめ防止対策等組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- カ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

- ア 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会は、学校からの報告を受け、県知事へ重大事態が発生した旨を報告する。
- イ 県教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ウ 学校が調査主体となる場合、いじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。
- エ 調査組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- オ 事実関係を可能な限り網羅的に明確にするため、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

（2）調査結果の提供及び報告

- ア 調査結果については、県教育委員会を通じて県知事へ報告する。
- イ 調査結果には、事態の対処及び今後の同種の事態の発生の防止策を含める。
- ウ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。
- エ いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等その他の必要な情報を適切な方法で提供する責任を有する。
- オ 情報提供にあたっては、プライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報の取り扱いに十分配慮し、適切に提供する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の名称 教育相談委員会
- (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能
- ア 本校定時制課程の「教育指導重点目標」に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - エ 学校における、いじめであるかどうかの判断
 - オ 関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核
- (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能
- ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - イ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ウ 調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

7 学校評価

- (1) いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価
- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校はいじめ問題への取り組み状況の評価する。
 - イ いじめ防止対策委員会において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。
 - ウ いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況の評価し、その評価を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。
- (2) 適切な学校評価・教員評価
- ア いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめ問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。
 - イ いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたP D C Aサイクルに基づき行う。
 - ウ 評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。
 - エ いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、迅速かつ適切な対応等に対する、組織的な取組の状況の評価し、その結果を以後の取組に活かす。